

未来へつなごう！清らかな水と豊かな大地！

水土里ネット 高梁川用水 だより

第2号

2017年7月発行

高梁川用水土地改良区

〒719-1156

岡山県総社市門田 283 番地

TEL 0866-31-5200

FAX 0866-31-5201

URL <http://t-midori.net/>

E-mail takahashigawa@t-midori.net



小阪部川ダム（新見市）

目次

- ◆平成 28 年度 通常総代会の開催
- ◆主な業務内容
- ◆国営施設機能保全事業「小阪部川地区」の実施状況
- ◆総代選挙の結果について
- ◆主なトピックス
- ◆ダムカードの配布について
- ◆組合員の皆様へのお願い
- ◆役職員名簿及び組織図

お知らせ

受益面積 7,113.7ha
組合員数 20,065 人
(平成 29 年 4 月 1 日現在)

水土里ネットとは？

「水」は農業用水、地域用水など。

「土」は土地、農地、土壌など。

「里」は農村空間。

農地や地域住民が一体となった生活空間などを意味しています。



◆ 概 要

平成 29 年 3 月 21 日（火） 9 時 30 分から平成 28 年度通常総代会を、国民宿舎サンロード吉備路コンベンションホール雪舟で、総代 94 名の出席により、中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所新保所長と備中県民局農林水産事業部舟越部長を来賓にお迎えし、開催しました。

◆ 矢野理事長挨拶

本日、ここに、平成 28 年度通常総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日の総代会には、公務ご多用中にも拘わらず、中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所長の新保様、同じく中国土地改良調査管理事務所小阪部川支所長の有福様、そして岡山県備中県民局農林水産事業部長の舟越様、同じく備中県民局農林水産事業部農地農村計画課長の大賀様のご臨席をいただいております。来賓の皆様方には、本土地改良区の運営にあたり、平素から特段のご指導ご高配を賜っておりますことに、深く感謝を申し上げます。

また、本日ご出席いただきました総代の皆様方におかれましては、昨年 10 月の総代選挙において、当選されたことに心よりお喜び申し上げます。本日は総代選挙後、初めての総代会であり、総代会は土地改良区としての意思決定を行う最高の議決機関でありますので、何卒よろしく願いいたします。

昨年 7 月に行われた参議院選挙では、「進藤かねひこ」さんが、9 年ぶりとなる土地改良の代表として見事に栄冠を勝ち取られました。総代の皆様方の力強いご支援に感謝を申し上げます。進藤議員には大幅に削減された予算の復元など、我々土地改良関係者の要望に応えられるよう、国政の中での活躍を期待しております次第でございます。

さて、昨年は熊本・鳥取の地震や北海道・東北の台風被害など、非常に災害の多い年となりました。農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化による減少や耕作放棄地の増大など非常に厳しい状況が続いております。このような現状を踏まえて、政府は昨年、新たな「土地改良長期計画」を 1 年前倒しで策定し、「豊かで競争力のある農業」、「美しく活力ある農村」、「強くてしなやかな農業・農村」などを掲げ、各種施策を推進することを閣議決定しました。この計画達成に向け、農地や土地改良施設を整備・管理してきた私ども土地改良区の役割は、ますます重要であると考えております。

このような中で、小阪部川ダムの大規模な補修を行う国営施設機能保全事業の状況についてであります。本年度から本格的な工事に着手しております。来年度は、本年度の国の補正予算により、本年度当初予算を上回る 2 億 5 千万円の割当があったことから、念願であったダム管理事務所の建替工事などが実施される予定です。今後も引き続き、計画どおりに事業を実施するために必要な予算が確保されるよう、国や県への要望活動を受益地内の市町、また用水組合など 10 団体で組織する推進協議会で、実施して行くこととしております。

本日ご提案申し上げます議案は、来年度の事業計画をはじめ、予算や国営事業関係などでございます。なお、昨年の総代会で賦課金の単価を平成 29 年度から 10 アールあたり 90 円値上げさせていただきたいとご報告したところでありますが、消費税の 10% への増税が先送りされたため来年度は据え置くこととしております。

では、これら議案につきましては、既にご案内申し上げますので、十分お目通しのうえ、ご検討いただいていることと存じます。何卒、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。終わりにになりましたが、皆様方の今後一層のご活躍と、益々のご健勝を祈念申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。



○中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所 新保所長

中国土地改良調査管理事務所長の新保でございます。高梁川用水土地改良区通常総代会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。さて、3月も末ともなり、いよいよ春本番を感じる頃となりました。また、田や畑のお仕事の準備も進んでいることと思います。用水の仕事をしております私共としても、身の引き締まる思いでございます。到らぬことあろうかとおもいます。しかし、なんとか皆様の営農への意欲やご努力に応えるべく、意を注がせていただいております。

さて、日頃から農業農村整備事業の推進につきまして、格段のご理解、ご協力を頂いておりますこと、お礼申し上げます。全国では、土地改良事業を契機として、農家の皆様の所得が増大するよう、また、地域としての農業農村が個性と活力を発揮できるよう、国・農林水産省としても、いろいろな取組をしていくこととしております。そして、この高梁川用水地区がより魅力のあるものとするところを目指しております。しかし、なんと申しまして、安定的な用水供給こそが、その基礎でございます。農業生産に不可欠なダムや堰、用水路等の施設の長寿命化が重要な課題であると深く認識いたしております。そして修理の費用や操作のための人件費等の管理コストの抑制は、土地改良区の組合員の皆様や関係市町の負担軽減につながるものです。本地域でも、基幹的な施設である小阪部川ダムとその管理施設の長寿命化を図り、管理しやすく、求められる用水への適時・適切な供給が可能となるよう本事業を進めております。

まずは、管理にも着目した基幹施設の長寿命化、さらに地域に密着した施設の維持管理への取組は、両輪となって、地域とそこで展開される農業の持続的な発展に寄与するものと考えます。私共といたしても、これらの取組や関係事業を確実に進めていくことが、用水の安定供給にご尽力いただいております関係者の皆様や土地改良区の方々のご苦勞に報いるものであり、また我々の使命と考えております。今後とも、ご理解とご支援を賜りたく、引き続きよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございます。



○備中県民局農林水産事業部 舟越部長

ご紹介をいただきました岡山県備中県民局農林水産事業部長の舟越と申します。本日は高梁川用水土地改良区の「平成28年度通常総代会」がこのような盛大に開催されますことを心よりお慶び申し上げます。また、改良区の皆様方には、平素から岡山県の農林水産行政、とりわけ農業農村整備事業の推進にあたりましては、格別のご理解とご協力を戴いておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

さて、農業、農村をとりまく環境は、農業者の高齢化、担い手不足など多くの課題を抱えておりますが、本県におきましては、県政の基本計画であります「晴れの国おかやま生き活きプラン」や「21おかやま農林水産プラン」に基づきまして、「儲かる産業としての農林水産業の確立」これを目指して各種の施策に取り組んでいるところでございます。農業農村整備事業につきましては、「攻めの農林水産業を支える施策」として、水田や畑など生産基盤の整備や、ダムや井堰、用排水路などの水利施設の長寿命化対策、さらには農村の安全・安心を確保するため老朽化したため池の改修や排水ポンプ場の整備などに取り組んでいるところでございます。県下には現在112の土地改良区がござ



います。当土地改良区は高梁川下流域の岡山市、倉敷市、総社市、早島町の約 7,200ha を受益とし、組合員数約 2 万戸という県下最大の土地改良区でございます。まさに岡山県下最大の農業地帯を支えるべく、安定的に農業用水を供給するという大変重大な役割を担われておられるわけでございます。地区内には先人の英知によって築かれ、たゆまぬ努力によって守られてきた用水路や樋門など数多くの農業施設がございます。これらの施設を日夜管理されておられます皆様方にあらためて敬意を表する次第でございます。どうかこれらの施設を健全な形で次の時代に引き継ぎ、地域農業の発展のため、今後ともご尽力を賜りますようお願い申し上げます。最後になりましたが、高梁川用水土地改良区の益々のご発展と本日出席の皆様方の益々のご活躍を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

◆議事次第

○議案第 1 号 平成 27 年度事業報告及び財産目録の承認について

○議案第 2 号 平成 27 年度収支決算の承認について

当土地改良区の平成 27 年度一般会計収支決算は下記のとおりです。

収入総額 288,050,511 円 支出総額 283,241,522 円 差引残高 4,808,989 円（平成 28 年度へ繰越）

収 入		(単位：円)	
項 目	決 算 額	備 考	
1 賦 課 金	39,291,467	経常賦課金 10a:560 円	
2 使 用 料	36,914,400	中国電力発電使用料	
3 補 助 金	1,232,000	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金	
4 繰 入 金	201,667,000	特別会計農地転用決済金ほかから繰入	
5 受 託 費	3,736,800	高梁川合同堰樋門操作及び水路維持管理業務ほか	
6 諸 収 入	993,998	過年度賦課金、過怠金ほか	
7 繰 越 金	4,214,846	前年度からの繰越	
合 計	288,050,511		

支 出			
項 目	決 算 額	備 考	
1 事 務 費	242,872,521	人件費・需用費・総代会経費・事務所新築費ほか	
2 選 挙 費	0		
3 維 持 管 理 費	5,156,087	電力費、賃金、点検・測量業務費などダム維持管理費	
4 事 業 費	3,628,937	受託事業実施ほか	
5 繰 出 金	27,100,000	備荒基金、職員退職基金など積立金	
6 諸 費	4,483,977	賦課システム改良業務費、消費税ほか	
7 予 備 費	0		
合 計	283,241,522		

○議案第 3 号 平成 28 年度収支補正予算の承認について

○議案第 4 号 賦課金の不納欠損処分の承認について

○議案第 5 号 平成 29 年度事業計画の議決について

○議案第 6 号 平成 29 年度収支予算の議決について

当土地改良区の平成 29 年度一般会計収支予算は下記のとおりです。

収入総額 123,417,000 円 支出総額 123,417,000 円

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
1 賦 課 金	38,620,000	経常賦課金 10a:560 円
2 使 用 料	36,914,000	中国電力発電使用料
3 補 助 金	1,232,000	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金
4 繰 入 金	35,981,000	特別会計農地転用決済金ほかから繰入
5 受 託 費	7,270,000	高梁川合同堰樋門操作及び水路維持管理業務ほか
6 雑 収 入	400,000	過年度賦課金、過怠金ほか
7 繰 越 金	3,000,000	前年度からの繰越
合 計	123,417,000	

支 出

項 目	予 算 額	備 考
1 事 務 費	78,064,000	人件費・備品費・消耗品費・総代会経費ほか
2 選 挙 費	200,000	総代選挙費用
3 維 持 管 理 費	7,525,000	施設整備など小阪部川ダム維持管理費
4 事 業 費	7,398,000	受託事業実施ほか
5 繰 出 金	25,600,000	備荒基金、職員退職基金など積立金
6 諸 費	4,130,000	消費税、賦課金徴収手数料、賦課システム改良業務費
7 予 備 費	500,000	
合 計	123,417,000	

○議案第 7 号 平成 29 年度賦課金の賦課徴収の議決について

○議案第 8 号 平成 29 年度金銭預入先金融機関の議決について

○議案第 9 号 平成 29 年度特別会計農地転用決済金の一時流用の議決について

○そ の 他

国営土地改良事業「小阪部川地区」の実施状況について
役員推薦委員の互選について



◆小阪部川ダム維持管理業務

岡山南部の受益地で農業用水が不足したときのための補給水として、農業用水を貯水するため、小阪部川ダムの維持管理及び運用を行っています。小阪部川ダムは農業用水と水道用水の供給（補給）を行うためのダムですが、主な目的は農業用水であるため、6月上旬までにはダムをほぼ満水にして、6月15日から9月23日をかんがい期間として必要な量を放流しています。

旧来、岡山南部地域の農業用水は高梁川を水源とし、自然に流れる水を取水していましたが、一旦旱魃が発生すると大きな被害が生ずることから、小阪部川ダムを造り、河川を自然に流れる流量が少なくなる時期にその水量を補給することとしました。

特に、代かき期である6月15日から6月21日を第一期、水稻の生育内で最も水を必要とする穂形成期の8月1日から8月7日を第二期、出穂期の8月25日から9月3日を第三期として放流量を増加させ、一定量を農業用水補給のため放流しています。小阪部川ダムは岡山市、倉敷市、総社市、早島町の受益地へ農業用水を供給しています。

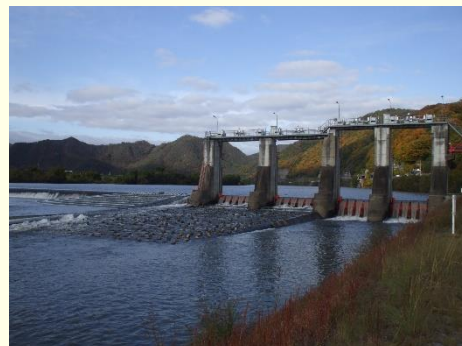


◆基幹的農業水利施設適正管理事業「高梁川合同堰樋門操作等業務及び水路維持管理業務」

【施設の紹介】

高梁川合同堰は湛井堰と上原井領堰が合口されたものです。この堰は、国営附帯県営かんがい排水事業「高梁川地区」により昭和32年に着工され、昭和41年に竣工。その後、施設の老朽化のため、国営かんがい排水事業「岡山南部地区」により平成10年度から土砂吐、洪水吐ゲートの更新、護床工の改修及び取水ゲートの整備を行い、平成27年度に完了しています。

合同堰から取水している水系は湛井十二ヶ郷用水及び上原井領用水であり、現在約4,400ヘクタールの農地へ配水されています。



【業務内容】

平成19年度から施設を所轄する岡山県備中県民局から下記の業務について操作を受託

- ・ 高梁川合同堰の保全、樋門開閉操作及び水管理システム操作業務
- ・ 高梁川合同堰取水口外側・内側スクリーンの清掃による水路維持及び管理用地内の草刈業務

◆湛井十二ヶ郷用水路施設操作等委託業務

【施設の紹介】

県下でも最大の灌漑規模と古い歴史をもつ湛井十二ヶ郷用水は、平安時代末期の武将妹尾太郎兼康（以後兼康）により築造されたと伝えられています。

十二ヶ郷用水の配水地域は、上流から刑部郷・真壁郷・八田部郷・三輪郷・三須郷・服部郷・荘内郷・加茂郷・庭瀬郷・撫川郷・庄郷・妹尾郷（現在の総社市南東部、岡山市西部、倉敷市北東部、岡山市南西部）の十二箇郷であり、この用水を利用して稲作をしている水田の面積（灌漑面積）は、現在約4,000ヘクタールにおよんでいます。



また、湛井十二ヶ郷用水路も国営かんがい排水事業「岡山南部地区」により改修され、安定した農業用

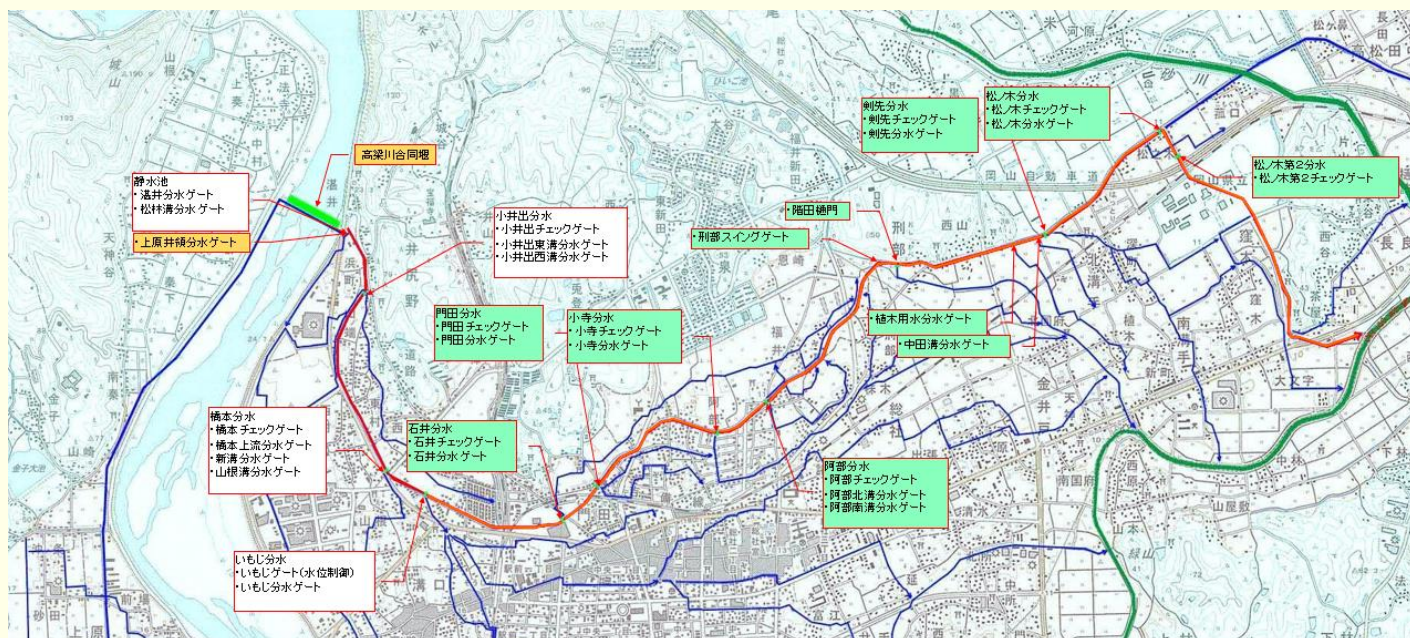
水の通水のみだけではなく、生き物の生息の場、雨水や生活排水、防火用水などの多面的な機能も果たしています。

【業務内容】

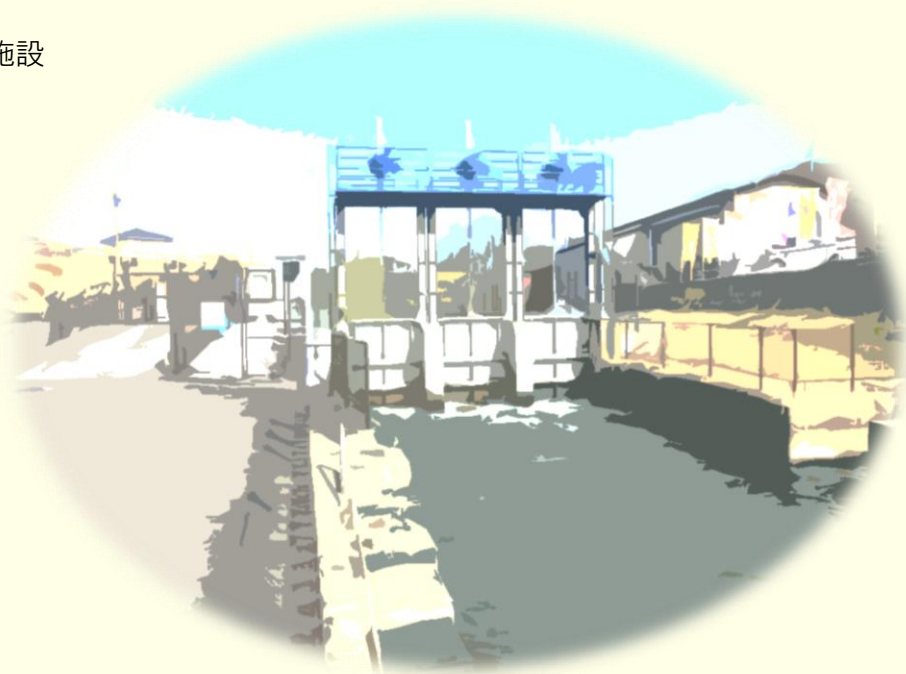
平成 28 年度から湛井十二ヶ郷用水路内で湛井十二箇郷組合及び六ヶ郷組合の管理する施設の下記内容の操作について受託

- ・ 降雨時等における総社市内の洪水対策のためのゲート操作
- ・ かんがい期、非かんがい期におけるゲート開度等の設定
- ・ 減水時等を利用した十二ヶ郷用水路内のチェックゲート及び分水ゲートの動作確認
- ・ その他必要に応じた開閉操作

【湛井十二ヶ郷用水路施設概要図】



- 湛井十二ヶ郷用水幹線水路
- 湛井十二ヶ郷用水支線水路
- 湛井十二箇郷組合操作等受託施設
- 六ヶ郷組合操作等受託施設
- 岡山県操作等受託施設



○事業目的

小阪部川地区は岡山県の南部に位置する岡山市、倉敷市、総社市及び都窪郡早島町にまたがる県下でも有数の穀倉地帯で、水稻を中心に、水田の畑利用等による大麦、大豆、野菜等を組み合わせた農業経営が展開されています。

本地区の基幹的な農業水利施設である小阪部川ダムは、国営小阪部川農業水利事業（昭和 23 年度～昭和 30 年度）により造成されましたが、築造から約 60 年が経過した現在、取水設備及び放流設備においてはゲート等が腐食し、管理設備においては操作、制御の不具合等が生じています。今後、更なる老朽化の進行により、施設の維持管理に多大な費用と労力を要するとともに、農業用水の安定供給に支障をきたすことが予想されます。

このため、ダムの機能を保全するよう、堤体、取水・放流設備及び観測・警報設備などの更新・整備を行い、施設の長寿命化と施設の維持管理費用の軽減及び農業用水の安定供給を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的に実施しています。

○事業概要

- 1 事業名 国営施設機能保全事業 小阪部川地区
- 2 事業期間 平成 26 年度～平成 35 年度（予定）
- 3 関係市町 岡山県岡山市、倉敷市、総社市及び都窪郡早島町
- 4 受益面積 6,730 ha（うち水田 6,716 ha、畑 14 ha）
- 5 総事業費 45 億円（平成 24 年度単価）
- 6 事業内容 堤体、取水設備、放流設備、観測・放流警報設備の改修・更新

○事業の実施状況

事業の実施については下記のとおり、担当となる中国四国農政局中国土地改良調査管理事務所小阪部川支所と改良区で随時協議調整を図りながら計画的且つ着実に進められています。

1 平成 28 年度までの事業進捗状況

- ・改修工事のための道路法面保護工事など
- 「進捗率」13.4%（実施済額 約 6 億/総事業費 45 億）

2 平成 29 年度事業実施予定

- ・改修工事のための道路整備、法面保護工事
- ・管理事務所の新築工事など

3 平成 30 年度以降の事業実施予定

- ・取水・放流設備の改修工事
- ・水管理システムの導入
- ・堤体補修工事など

4 事業担当

中国土地改良調査管理事務所 小阪部川支所
〒710-0834
岡山県倉敷市笹沖 455-3 都市開発ビル 2F
TEL：086-441-2601
FAX：086-441-2647



小阪部川支所 開所式

平成 28 年 10 月 4 日執行の高梁川用水土地改良区総代選挙結果について、全選挙区とも無投票による選出となりました。任期につきましては、平成 28 年 10 月 31 日から平成 32 年 10 月 30 日です。(定数 100 名)

掲載期間終了

◆ 高梁川合同堰水利用連絡協議会 定例会議開催

平成 28 年 7 月 27 日（水）10 時 00 分から平成 28 年度高梁川合同堰水利用連絡協議会定例会議を、高梁川用水土地改良区事務所 2 階会議室で開催しました。関係する利水組織及び行政機関の皆様に出席いただき、高梁川流域全体の適正な水利用を図る組織である「高梁川水系水利用協議会」の会議の結果等を報告しました。

また、平成 28 年度小阪部川ダム運用について現況と今後の放流の計画等について説明し、ダムの運用方針等について理解をいただきました。



○ 活動方針

当協議会は、前述の目的を達成するため次の事項を協議します。

- ・水利用の調整の時期及び方法に関すること。
- ・合理的な水利用の方策に関すること。
- ・渇水時における水利用の調整に関すること。
- ・その他円滑な水利用の推進を図るために必要な事項に関すること。

○ 構成メンバー

役 職	所 属 等	協議会職名
委 員	高梁川用水土地改良区 理事長	会 長
委 員	湛井十二箇郷組合議会 議長	副会長
委 員	六ヶ郷組合議会 議長	
委 員	黒住堰代表者	
委 員	三ヶ村組合議会 議長	
委 員	四ヶ郷組合議会 議長	
委 員	西一郷半組合議会 議長	
委 員	福富堰代表者	
委 員	八樋堰代表者	
委 員	東六間川用排水施設組合 組合長	
委 員	岡山市 経済局 農村整備課長	副会長
委 員	倉敷市 文化産業局 農林水産部 耕地水路課長	
委 員	総社市 産業部 農林課長	
ワザバ-	岡山県 備中県民局 農林水産事業部 農地農村計画課長	
ワザバ-	農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長	



◆平成 28 年度 国営造成施設管理体制整備促進事業 推進活動

○事業の概要

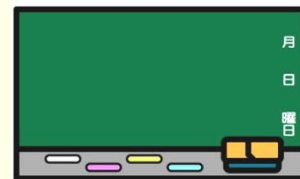
当区では、国営造成施設管理体制整備促進事業において、ダムにおける多面的機能（洪水調節・良好な景観形成・人間教育機能）を発揮するため推進活動を実施するとともに安全管理の強化等、管理体制の整備を行っています。

○出前講座

当区職員が受益地内の小学校を対象に出前講座を開催し、ダムの持つ多面的機能や学区の配水経路、用水路の歴史を啓発しています。

高梁川上流右岸地区の学校での出前授業には上原井領土地改良区と共催しました。

児童の皆さんは一生懸命に聞いて、メモを取ったりしながら勉強して、理解を深めてくれたようです。出前授業終了後に実施したアンケートでは、用水路やダムの掃除などの活動について参加したい回答があり、当講座で児童に各施設の役割だけでなく、その各施設の保全の必要性も啓発出来ました。



年度	出前講座実施小学校
H28	1 倉敷市立箭田小学校
	2 岡山市立箕島小学校
	3 倉敷市立万寿小学校
	4 総社中央小学校
	5 倉敷市立蘭小学校
	6 総社北小学校
	7 岡山市立興除小学校
	8 総社市立東小学校



○ダム施設保全活動

小阪部川ダムの周辺は岡山県が「高梁川上流県立自然公園」に指定しており、美しい景観が保全されています。しかし、近年、河川への投棄ゴミ等でダム湖のゴミが増え、ダム管理に支障が出るとともに景観への悪影響が出つつあります。

そのため、貯水池のゴミ拾いやダム周辺の草刈りなど、施設保全活動を平成 23 年度から行っています。平成 28 年度も 10 月に本活動への理解と賛同を頂いた N P O 法人、地元振興会、推進協議会構成団体などから 44 名の多数の皆様にご参加頂き、たくさんのゴミの収集と環境の改善により施設の保全と景観の整備が図られました。

【活動内容】

- ・ダム周辺の草刈り（ダム施設及び周辺）
- ・ダム湖面及び湖岸のゴミ拾い
- ・ダム公園等の整備
- ・ダム下流の整備





◆ B C P の策定について

BCPとは英語の「Business continuity plan」の頭文字を取った略語です。日本語では「業務継続計画」と呼称されます。**豪雨や地震等により、施設倒壊などの異常事態が生じたときに改良区全体での対応や役割分担等を行い、施設管理者が業務を早期に再開することにより、農業生産や周辺地域への影響を軽減できるようにするためのマニュアルです。**

現在、当区が管理している小阪部川ダムや操作を受託している合同堰等の各施設について、出水等の対応は定められているものの、異常事態における、区全体での対応や役割分担及び業務の継続方法が明確になっていません。

当区では平成29年度から、その事態に備え、資材の準備や手続、連絡先名簿の作成等をするとともに、役職員には、各自が対応すべき内容を十分認識し、被害の軽減と業務の再開が迅速に行われるよう、計画策定に向けて国と調整を行いながら、並行して役職員への説明会や演習等を実施していく予定です。



ダムカードの配布について

小阪部川ダムへ来訪された皆様へ、ダムに関する諸元や技術秘話などが掲載されたダムカード（国土交通省公認）を配布しています。

現在小阪部川ダムは、国により改修工事を実施中です。これによりダムまでの道路が通行止めとなり、当ダム管理事務所へお越しいただくことができませんので、この期間中は下記の「河本ダム管理事務所」で小阪部川ダムのカードも配布しております。

※通行止め期間

平成30年3月末日まで
(予定)

※当ダムの写真掲示など
配布条件はありません。

※工事期間終了後は通常ど
おり、河本ダムにて休日にカ
ードを受け取る場合には写真
の掲示が必要となります。

○配布受付期間

午前9時～午後5時

○配布場所及び位置図

河本ダム管理事務所
岡山県新見市金谷1番地2
TEL0867-72-0961



○小阪部川ダムカード見本

表 面	裏 面
	DAM-DATA 所在地：岡山県新見市 河川名：高梁川水系小阪部川 型式：重力式コンクリートダム ゲート：ラジアルゲート×3門 堤高・堤頂長：67.2m・145m 総貯水容量：1,562万㎡ 管 理 者：高梁川用水土地改良区 本体竣工/完成年：1942/1955年 詳しいデータはこちらまで http://t-midori.net/ ランダム情報 岡山県南部の稲作地帯（当初12,487ha）へ、かんがい用水を補給するため、農林水産省により築造され、土地改良区へ管理委託されている。ダム周辺は県立自然公園内に位置し、豊かな自然に囲まれ、訪れる人々へ憩いの空間を提供している。湖の名称は美鈴湖（みよしこ）。 こだわり技術 建設当時、農林省として初めての重力式コンクリートダムであった。これまでの半世紀の間に、洪水吐ゲートの更新工事のみを実施したが、平成26年度からダムの長寿命化をはかるために、国営事業によりダム取水施設等の大改修を実施している。

◆賦課金について

賦課金は土地改良法 36 条および高梁川用土地改良区定款第 23 条の規定により、年に一度、地区内の農地に対して賦課されます。納めていただいた賦課金は小阪部川ダムの維持管理と運営経費に充てられます。

参考 **H29 年度賦課金単価 560 円/10 アール**
納付期限 平成 29 年8月 31 日(水)

納期限までに納付がない場合は、督促状を発送し、督促手数料 100 円と滞納日数に応じた延滞金を納めていただきます。

※督促状の発送後、10 日を経過しても納付がない場合、地方税法の例により滞納処分を行う場合がありますので、必ず納期限内に納付してください。

○賦課金の納入方法

賦課金は現金か口座振替のいずれかで納付できます。現在、組合員の約 7 割の方が口座振替により納付されています。金融機関に向く手間が省け便利ですので、お手続きをされてない方は、ぜひ口座振替による納付をご検討ください。

なお、口座振替のできる金融機関は JA 岡山・JA 岡山西・ゆうちょ銀行・中国銀行です。お手続きの際は申込用紙をお送りいたしますので当区までご連絡ください。(なるべく JA か郵便局をお選びください。)

賦課金の納付には
便利な口座振替を
ぜひご利用下さい！

□座振替可能な金融機関

岡山市農業協同組合
岡山西農業協同組合
ゆうちょ銀行
中国銀行

お手続きの際には申込用紙を送付しますので下記まで
ご連絡をお願いします！！

管理課 Tel:0866 - 31 - 5200

○賦課単価の見直しの必要性和時期について

当区の賦課単価は現在、10 アール当たり 560 円です。この単価は平成 7 年の改定以降、20 年以上にわたり据え置いてきましたが、今後、物価の上昇や消費税の増税が見込まれることから、経費節減等の努力だけでは現単価での運営が維持できない状況になりつつあります。このため、次の消費税の増税を機に単価の値上げを願う予定です。改定後の単価は消費税増税の際に再計算します。

また本案件につきましては、平成 28 年 3 月 23 日開催の「平成 27 年度通常総代会」報告事項でご説明しております。

○組合員資格の得喪手続きについて

農地の異動や組合員名義の変更があった時は原則として組合員の皆様から
当区へ連絡をしていただくことになっています。

賦課金通知書裏面の通信欄が資格得喪通知書によりご連絡ください。資格得喪通知書は下記ホームページからダウンロードできます。

改良区ホームページ URL <http://t-midori.net/>

※トップページの左メニュー項目「各種様式 DL」よりダウンロード出来ます。

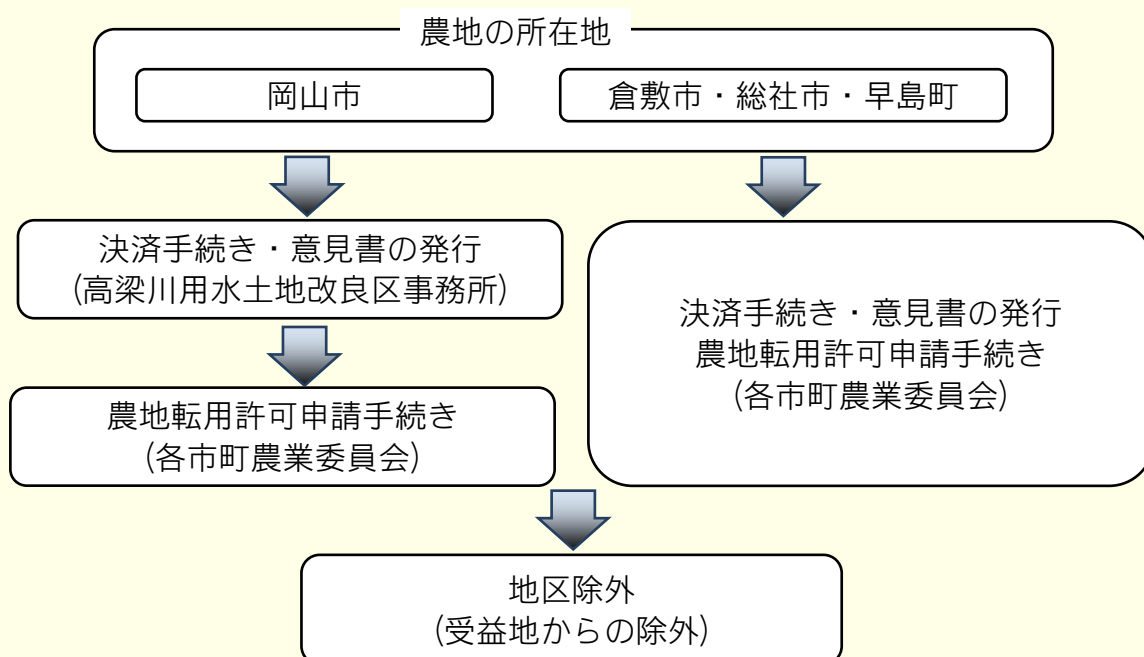
○農地転用（地区除外）手続きについて

農地を宅地や道路など農地以外のものに転用する場合は、土地改良法 42 条に
基づき農地転用決済金を土地改良区へ納入し、地区から除外する手続きが必要です。

これは高梁川用水土地改良区が組合員の合意のもとに設立され、その運営は組合員の方々が負担する賦課金で賄われており、転用により農地が減少すると、今後の運営に要する経費は、残された農地を耕作する組合員が過重に負担することになり、その負担を避けるためのものです。

また、住宅などの個人的な転用に限らず、公共事業用地（道路、河川、水路、学校用地、公園など）として買収された場合もこの対象となります。

・地区除外までの流れ



○農地転用申請に係る必要書類

- ①農地転用等の通知書（当区ホームページからダウンロードできます。）
- ②転用対象農地の登記簿謄本の写し
- ③転用対象農地の位置図と公図の写し（切り図）
- ④身分証明書（運転免許証、顔写真入りの社員証（名刺） など）

○注意事項

- ・高梁川用水土地改良区に申請された農地（岡山市のみ）についての意見書は発行までに数日（一週間以内）要しますので、余裕をもった手続きをお願いします。
- ・公共事業用地（農業委員会の許可を要しない転用を含む。）として買収された土地に対する農地転用決済金については、一般的に土地の買収価格に含まれているものとして取り扱われますので、農地を売られた方（組合員）が決済していただくようお願いします。
- また、農地転用決済金は譲渡費用として取り扱われ、譲渡所得から差し引くことが認められています。
- ・市街化調整区域内の転用申請時に添付する改良区意見書は転用許可見込みのあるものについてのみ発行していますので、事前に農業委員会に相談の上、手続きにお越し下さい。

参考

H29 年度決済金単価 25,100 円/10 アール

決済金は1件の申請につき、転用面積に単価を乗じ、一円未満を切り捨てます。
ただし、決済金額が十円未満のときは、その全額を切り捨てます

○昨年度と比べ変わった点について

★平成 29 年度の決済金単価 25,100 円/10 アール
（内訳：維持管理費 15,100 円 調査費等 10,000 円）

決済金は1件の申請につき、転用面積に単価を乗じ、一円未満を切り捨てます。
ただし、決済金額が十円未満のときは、その全額を切り捨てます。

★当区の一時的転用申請の受付が廃止になりました。

当区の地区除外手続きは全て永久転用時をお願いします。農業委員会における一時転用許可期間中は農地に復元されることが前提であるため、受益地として取り扱います。

★転用申請の取下げ、転用不許可による決済金の還付処理が変更になりました。

徴収額から調査費および賦課金相当分を控除して還付することとなりましたので、確実な転用計画により、地区除外手続きをお願いします。

- ・平成 29 年度調査費単価は 10 アール当たり 10,000 円です。（決済単価の内訳のとおりです）
- ・当初の申請から決済金還付請求があるまでの期間が 1 年以上の時は、この期間にかかる賦課金相当分を別途、徴収額から控除します。

平成29年度高梁川用水土地改良区農地転用決済金一覧表

転用農地に係る決済金額		100アール当り	25,100円
市町名	区	域	名 称
倉敷市			倉敷市の内 東町, 船倉町, 美和1丁目, 美和2丁目, 稻荷町, 南町, 中央1丁目, 中央2丁目, 新田, 石見町, 白楽町, 老松町1丁目～老松町5丁目, 田ノ上, 田ノ上新町, 沖, 沖新町, 堀南, 西中新田, 笹沖, 吉岡, 浦田, 福井, 東富井, 西富井, 上富井, 四十瀬, 安江, 大内, 川入, 日吉町, 北浜町, 日ノ出町1丁目, 日ノ出町2丁目, 浜ノ茶屋1丁目, 浜ノ茶屋2丁目, 浜町1丁目, 浜町2丁目, 昭和1丁目, 昭和2丁目, 幸町, 大島 福島, 平田, 八王寺町, 川西町, 酒津, 水江, 中島, 黒石, 八軒屋, 粒浦, 粒江, 中庄, 黒崎, 烏羽, 徳芳, 羽島, 二日市, 加須山, 有城, 亀山, 帯高, 三田, 生坂, 西坂, 青江, 宮前, 浜ノ茶屋, 西岡, 祐安, 五日市, 中帯江, 西田, 早高, 高須賀, 西阿知町, 西阿知町西原, 片島町, 西阿知町新田, 連島町連島, 連島1丁目～連島5丁目, 連島町亀島新田, 連島中央1丁目～連島中央5丁目, 亀島1丁目, 亀島2丁目, 神田1丁目～神田4丁目, 連島町矢柄, 連島町西之浦, 連島町鶴新田, 福田町浦田, 福田町福田, 福田町古新田, 北畝1丁目～北畝6丁目, 中畝1丁目～中畝10丁目, 南畝1丁目～南畝7丁目, 松江1丁目～松江4丁目, 東塚1丁目～東塚7丁目, 福田町広江, 広江1丁目, 広江2丁目, 藤戸町天城, 藤戸町藤戸, 玉島上成, 玉島, 玉島1丁目, 玉島阿賀崎, 玉島阿賀崎1丁目～玉島阿賀崎5丁目, 玉島中央町1丁目～玉島中央町3丁目, 玉島柏島, 玉島勇崎, 玉島乙島, 玉島長尾, 玉島爪崎, 新倉敷駅前1丁目～5丁目, 玉島八島, 玉島黒崎, 玉島黒崎新町, 上東, 下庄, 西尾, 日畑, 矢部, 山地, 松島, 二子, 栗坂, 茶屋町, 茶屋町早沖, 船穂町船穂, 船穂町水江, 真備町岡田, 真備町辻田, 真備町川辺, 真備町有井, 真備町市場, 真備町箭田, 真備町下二万
総社市			総社市の内 総社, 駅前1丁目, 駅前2丁目, 中央1丁目～中央6丁目, 総社1丁目～総社3丁目, 井手, 門田, 井尻野, 小寺, 福井, 刑部, 長良, 窪木, 南溝手, 金井戸, 北溝手, 秦, 上原, 富原, 下原, 三輪, 溝口, 眞壁, 中原, 三須, 上林, 下林, 赤浜, 西郡, 地頭片山, 岡谷, 宿, 清音柿木, 清音軽部, 清音上中島, 清音三因, 清音古地
岡山市			岡山市の内 北区三手, 北区小山, 北区福岡, 北区高塚, 北区高松田中, 北区新庄上, 北区新庄下, 北区吉備津, 北区庭瀬, 北区延友, 北区東花尻, 北区西花尻, 北区川入, 北区撫川, 北区中撫川, 北区納所, 北区大内田, 南区妹尾, 南区箕島, 南区大福, 南区妹尾崎, 南区古新田, 南区山田, 南区東畦, 南区内尾, 南区中畦, 南区曾根, 南区西畦, 南区藤田, 南区川張, 南区彦崎, 南区片岡, 南区宗津, 南区迫川
早島町			都窪郡早島町の内 早島, 前潟

役員名簿及び組織図

○役員名簿

(任期：平成 26 年 10 月 20 日～平成 30 年 10 月 19 日)

役 職	氏 名	住 所	備 考
理事長	矢 野 秀 典	掲載終了	
副理事長	高 杉 實		
理事	花 巻 修 二		総務課担当
理事	高 橋 昌 己		管理課担当
理事	藤 井 裕 志		施設課担当
理事	加 藤 晃 敏		
理事	三 宅 銀 造		
理事	難 波 弘		
理事	楠 戸 通 博		
理事	内 田 勇		
理事	岡 田 誠 男		
常務理事	妹 尾 俊 治		
総括監事	脇 本 正 己		
監事	田 邊 登 駿 治		
監事	江 口 實		
監事	戸 田 博		

○職員名簿 (平成 29 年度)

所属	職 名	氏 名	備 考
総務課	事務局次長	横 山 佳 弘	総務課長事務取扱
	課長補佐	村 上 泰	
	主 査	野 瀬 健 司	施設課兼務
管理課	課 長	岸 本 浩 明	
	技 師	橋 本 健 生	施設課兼務
	臨 時	渡 辺 昌 子	
施設課	課 長	金 藤 朋 美	
	主 幹	井 本 和 也	
	主 査	岡 正 樹	管理課兼務



役員一同



役職員一同

○組織図

